

提案条例説明資料

令和5年12月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号 議案第 60 号
2	題名 下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例
3	目的・理由 令和 6 年 4 月に下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、整備が必要となる条例について、一括で所要の改正を行うものです。
4	概要 <p>1 改正内容</p> <p>(1) 下水道事業の設置</p> <p>ア 次に掲げる下水道事業を設置する。</p> <p>(ア) 公共下水道事業</p> <p>(イ) 農業集落排水事業</p> <p>(ウ) 漁業集落排水事業</p> <p>(エ) 生活排水処理事業</p> <p>イ 下水道事業への地方公営企業法の適用</p> <p>(改正前) 地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>(改正後) 地方公営企業法の規定の全部を適用する。</p> <p>ウ 下水道事業の管理者</p> <p>下水道事業に管理者を置かないものとし、下水道事業の管理者の権限は、市長が行う。</p> <p>(2) 附属機関の統廃合</p> <p>ア 既存の「浜田市下水道審議会」を廃止する。</p> <p>イ 既存の「浜田市水道事業審議会」の名称を「浜田市上下水道事業審議会」に変更し、同審議会において、水道事業に加えて下水道事業に関する重要事項についても調査審議することとする。</p> <p>(3) 特別会計の廃止</p> <p>農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び生活排水処理事業の特別会計を廃止する。</p>

		<p>(4) その他規定の整理</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市附属機関設置条例</p> <p>(2) 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(3) 浜田市私法上の債権の放棄に関する条例</p> <p>(4) 浜田市特別会計条例</p> <p>(5) 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(6) 浜田市公共下水道条例</p> <p>(7) 浜田市公共下水道使用料条例</p> <p>(8) 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例</p> <p>(9) 浜田市集落排水施設条例</p> <p>(10) 浜田市集落排水処理施設使用料条例</p> <p>(11) 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例</p> <p>(12) 浜田市個別浄化槽条例</p> <p>(13) 浜田市水道事業審議会条例</p> <p>(14) 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置 農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計の令和5年度分の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 61 号
2	題名	浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	周布川西コミュニティー防災センターの設置に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 防災センターの追加（第 2 条関係）</p> <p>(1) 名称 周布川西コミュニティー防災センター</p> <p>(2) 位置 浜田市治和町口 158 番地 1</p> <p>2 目的外使用等の禁止の変更（第 7 条関係）</p> <p>あらかじめ市長の承認を得たときは、目的外使用等を行うことができることとする。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日以後の使用に係る当該防災センターの使用の許可その他その運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。</p>
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 62 号
2	題名	浜田市職員定数条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	職員の定年の段階的引上げ及び下水道事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、職員の定数等を見直すため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 定義の改正（第 1 条関係） 現行の「水道事業」に下水道事業を併せて、「公営企業」とする。</p> <p>2 定数の改正（第 2 条関係）</p> <p>(1) 市長の事務部局 550 人 ⇒ 453 人</p> <p>(2) 教育委員会の事務部局 118 人 ⇒ 47 人</p> <p>(3) 消防職員 122 人 ⇒ 140 人</p> <p>(4) 水道事業部局の職員 34 人 ⇒ 公営企業の事務部局の職員 38 人</p> <p>※ 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局については、変更なし。</p>
5	施行期日	令和 6 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 63 号
2	題名	浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 手当名の変更（第 1 条関係） （改正前）新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 （改正後）特定新型インフルエンザ等対策派遣手当 2 引用条項の変更（第 2 条関係） （改正前）特措法第 44 条 （改正後）特措法第 26 条の 8
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 64 号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）の改正に伴い「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（内閣府令）の一部が改正され、引用している条項等が整理されたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 引用条項の整理（第 15 条関係） （改正前）認定こども園法第 3 条第 11 項 （改正後）認定こども園法第 3 条第 10 項 2 その他規定の整理（第 35 条及び第 36 条関係）
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第65号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブの移転等に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	今市児童クラブの移転及び定員の拡充（第2条関係） （改正前）浜田市旭町今市 615 番地（定員 40 人） （改正後）浜田市旭町丸原 46 番地（定員 60 人）
5	施行期日等	規則で定める日
6	備考	施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 66 号
2	題名	浜田市石州和紙会館条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	手すき和紙体験に係る原料費等の上昇に対応するため、 所要の改正を行うものです。
4	概要	手すき和紙体験の利用料金の上限額の変更（別表関係） (1) はがき判（2 枚） 550 円 ⇒ 1,000 円 (2) 色紙判（2 枚） 1,650 円 ⇒ 2,500 円 (3) A3 判（1 枚） 1,320 円 ⇒ 2,000 円
5	施行期日等	1 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用 に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る 利用料金については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第67号
2	題名	浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	光熱費や消耗品等の経費の上昇に対応するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	入浴料金の上限額の変更（別表関係） (1) 大人（中学生以上） 360円 ⇒ 660円 (2) 小学生 250円 ⇒ 550円
5	施行期日等	令和6年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第68号
2	題名	浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	美又温泉国民保養センターの休養ホームを用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	休養ホームの記載を削る。(別表関係)
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 69 号
2	題名	浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	旭温泉あさひ荘の近隣の温泉施設の休館日が、現行の旭温泉あさひ荘の休館日と同じ水曜日であることから、これと異なる休館日に変更して誘客を図るため、所要の改正を行うものです。
4	概要	旭温泉あさひ荘の休館日の変更（第 7 条関係） 水曜日 ⇒ 火曜日
5	施行期日等	令和 6 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第70号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	七条住宅3号の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	七条住宅3号を廃止する。 (住宅の表示) (1) 所在地 浜田市金城町七条イ 975 番地 16 (2) 構造 木造平家建 (3) 建設年度 昭和 53 年度
5	施行期日等	規則で定める日
6	備考	1 施行期日については、現時点において用途廃止日を確定できないため、規則に委任しています。 2 現入居者から当該住宅の購入希望があることから、用途廃止後は、現入居者へ有償譲渡する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第71号
2	題名	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正され、蓄電池設備に係る基準等及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 変電設備に係る基準の変更（第11条関係） キュービクル式以外の設備について、建築物との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととした。</p> <p>2 蓄電池設備に係る基準の変更（第13条関係）</p> <p>(1) 蓄電池設備の規制対象の見直し (改正前) 定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを規制の対象から除く。 (改正後) 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除く。</p> <p>(2) 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととした。</p> <p>(3) 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものであれば、キュービクル式でなくてもよいこととした。</p> <p>(4) 屋外に設ける蓄電池設備については、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに「延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの」を追加することとした。</p>

		<p>3 火を使用する設備等に係る届出対象の変更(第44条関係)</p> <p>蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を、届出の対象から除くこととした。</p> <p>4 火気設備の離隔距離の変更(別表第3関係)</p> <p>固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めることとした。</p> <p>5 その他規定の整理</p>
5	<p>施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和6年1月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 既に設置済み又は設置工事中の燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 新たに規制対象となる蓄電池設備のうち、既に設置済み又は条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものについては、改正後の規定は、適用しない。</p>